

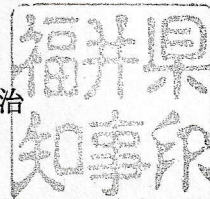
## 公文書一部公開決定通知書

人 第 4 0 6 号

令和2年5月8日

伊東 晴美 様

福井県知事 杉本 達治



令和2年4月24日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

|                                |                                                                                                           |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公文書の名称                         | 別紙のとおり                                                                                                    |
| 公開しない部分                        | 別紙のとおり                                                                                                    |
| 公開しない理由                        | 別紙のとおり                                                                                                    |
| ※<br>公開しない部分を公開することができる期日および範囲 | 一年 一月 一日（この日以降に改めて請求してください。）<br>(範囲) -                                                                    |
| 公開の実施の方法                       | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 公開の日時                          | — 年 — 月 — 日 — 午前 — 時 — 分 から<br>— 午後 —                                                                     |
| 公開の場所                          | 郵送による                                                                                                     |
| 担当課（所）                         | 総務部人事課人事グループ<br>(電話番号 0776-20-0241)                                                                       |
| 備考                             |                                                                                                           |

## 注

- ~~1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。~~
- ~~2 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。~~
- ~~3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。~~

- この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。
- 1の審査請求をした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。







令和2年3月25日

①  
関西電力株式会社第三者委員会  
委員長 但木 敬一 様

福井県総務部人事課長 姫川 祐一

第三者委員会調査報告書にかかる確認について

令和2年3月14日付けで公表された調査報告書の内容について、下記のとおり照会します。

記

- 1 「県や当時の通商産業省の了解」(P72 7行目)、「国土利用計画法の手続が円滑に進められる額まで上積みする」(P72 18行目)とありますが、どのような決定過程があったと確認されているのかご教示ください。
- 2 「原子力発電所の見学等を目的とするものについては、福井県の職員等が参加することもある」(P77 6行目)とありますが、県職員の参加について、どのような事実が確認されているのかご教示ください。

(B)

令和2年4月2日

福井県庁 総務部  
人事課 内田 博幸 殿

関西電力株式会社第三者委員会

委員長 但 木 敬



ご照会に対するご回答

冠省

令和2年3月25日付で頂きましたご照会事項につき、以下のとおりご回答いたします。

第1点目については、本調査の中で、関西電力において、調査報告書72頁6～8行目記載の方針及び同18～20行目記載の方針の決定があったことを確認しております。

また、第2点目については、本調査の中で、森山氏との旅行に福井県の職員等が同行していた事実を確認しております。

当委員会は、これらの事実確認を、本調査の目的で関西電力から受領した内部資料、本調査の目的でヒアリング対象者から得た情報等に基づいて行っておりますところ、守秘義務等の観点で、いずれにつきましてもより具体的な情報及び根拠資料等を当委員会から貴県に対し開示することは致しかねる旨、ご容赦いただきたく存じます。

草々



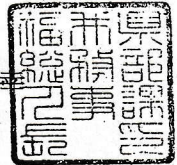
⑨

令和2年4月14日

関西電力株式会社

代表取締役社長 森本 孝 様

福井県総務部人事課長 内田 博幸



令和2年3月14日付けで公表された関西電力株式会社第三者委員会の調査報告書の内容について、下記のとおり照会します。

#### 記

調査報告書の中で福井県職員が関係する内容（フナクイムシ問題〔報告書72頁〕および関西電力役職員、森山氏と県職員等との旅行〔報告書77頁〕）について、第三者委員会に対し事実関係を確認したところ、守秘義務等の関係で具体的な情報および根拠資料等を開示することは致しかねるとの回答でした。

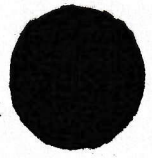
つきましては、これらについて、関西電力が第三者委員会に提出した関係資料や保有する資料等を含め、関西電力としてその具体的内容をご教示ください。

(B)

関 原 発 第 5 8 号  
令和2年4月16 日

福井県総務部人事課長  
内田 博幸 様

関西電力株式会社  
代表取締役社長 森本



令和2年4月14日付けでご照会のあったことについて、下記のとおりご回答します。

#### 記

調査報告書については、第三者委員会が弊社から提出された資料やヒアリング対象者から得られた情報等に基づき独自の調査を行い、とりまとめられたものです。

また、第三者委員会の調査に応じた弊社社員は、その調査に関する一切の情報について守秘義務を負っており、弊社を含めた第三者に対し、一切これを開示できないこととなっております。

このため、弊社は、第三者委員会に対し弊社社員の誰がどのような資料を提出し、どのような証言を行ったのか等について知り得る立場になく、どのように事実認定がなされたのかを把握しておりません。

調査報告書は、第三者委員会が報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮を総合考慮の上、作成されたものであり、弊社としても公表したものです。よって、報告書を超える内容については、回答は致しかねます。

以 上



(E)

## 電話聴取記録

■日 時 令和2年4月16日(木) 18:40～18:45

■相手方 [REDACTED]

■当 方 人事課長 内田

### ■質問事項

- ・ 関西電力第三者委員会報告書に記載された関西電力と地元企業との土地取引に関して、当時、森山氏から県へ何らかの依頼があったかどうか。当該土地取引に係る国土利用計画法の届出について、県としてどう判断したか。

### ■概 要

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

■日 時 令和2年4月16日(木) 18:15～18:30

■相手方 [REDACTED]

■当 方 人事課長 内田

### ■質問事項

- ・ 関西電力第三者委員会報告書に記載された関西電力と地元企業との土地取引に関して、当時、森山氏から県へ何らかの依頼があったかどうか。当該土地取引に係る国土利用計画法の届出について、県としてどう判断したか。

### ■概 要

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]